小田原市報
第88号
発行所 小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人 浦 寅松
定価 一部 三円
印刷所 又進堂印刷所

人口	117.609
男	57.831
女	59.778
世帯	23.355
7月1日現在	

みんな受けよう結核健康診断

巡回レントゲン撮影と予防接種を実施

昭和二十八年に厚生省が行った結核実態調査によれば、全国の結核患者は二九二万人といわれ、このうち自分は結核だと申告したものは二一％、現在治っているといっているものが一七％、残りの六二％は自分が結核であることを知らずにおりました。

つまり七九％の二〇〇万人が自分では現在健康だと信じて働いていたのです。

更にこのうちの八〇万人は感染源となっている開放性患者でこの六五％は自分の結核を知らなかったのです。八〇万人といえば山梨県や奈良県の人口に匹敵するものでこの人達が結核菌をばらまいていることになりますから大変です。

このように感染の機会はどこにでもあり、しかも病気にかかっても自分の感じではわからないとなると、病気にならないためには、どうしても健康診断をうける以外に方法がありません。

保育所、幼稚園、各学校や工場、事業所、官公庁にお勤めの方々は、毎年一回必ず健康診断と予防接種をその勤め先でお受けになっておられますが、家庭におられる方や、自宅で働いている方々にはこうした機会がありませんでした。

ところが昭和三十年八月に公布された結核予防法の改正により、こうした方々の健康診断は全部市が毎年実施することになり本市では既報の通り昨年八月新玉小学校を皮切りに市内の小、中学校児童生徒の健康診断と予防接種を実施して参りましたが、このほど全部終了しましたので七月二十二日から十一月中旬まで前記の市民全部に対し各地区を巡回し、レントゲン撮影と予防接種を行うことになりました。

該当者は洩れなくお受け下さるようお願い致します。

なお日時、場所その他の注意事項については世帯宛通知書をよくご覧下さい。

河童連で賑わう国府津海水プール

子供たちの楽園 海水プールが開設されました

去る七月一日には御幸の浜海水プールが、七月十日には新装なった国府津海水プールがそれぞれ開設され、盛夏のシーズンを迎えて大小の河童連で賑わっております。

監査委員に井上孝之助氏を再選

市議会六月定例会

市議会定例会はさる六月二十八日開会され、監査委員の選任など九件（別掲参照）が提案され、市長の提案理由の説明があった後、何れも原案の通り可決されました。なお本定例会で議決された主なる議案の概要は次の通りです。

◇小田原市種雄畜使用料条例

本市では、豚及び山羊の増殖については従来条例により人工授精を行っていたのでありますが今回豚及び緬羊についてのみ受胎率を高めるため種雄畜を使用して自然交配を行うこととし、条例をもってその使用料の徴収を定めたもので使用料は次の通りです。

○豚
交配料 一、四〇〇円
出張交配料 二、〇〇〇円

○緬羊
交配料 三〇〇円
出張交配料 六〇〇円

◇小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

国民健康保険運営協議会委員は七月十五日をもって委員の約半数が任期満了となるので、その後任を委嘱するため提案されたもので、今回委嘱された委員は次の通りです。（敬称略）

▼被保険者を代表する委員
田中省治（再）
山田幾蔵（〃）
飯尾庄吉（〃）
広枝良蔵（〃）

▼医師、歯科医師若しくは薬剤師を代表する委員
川野一（再）
小林軍二（〃）
新村三郎（〃）
間中喜雄（新補欠）

▼公益を代表する委員
真壁賢二（再）
佐竹登美（〃）
永井福治（新）
押田仙吉（〃）
蓑島清夫（新補欠）

◇人権擁護委員の推せんについて

横浜地方法務局長の依頼により六月三十日で任期満了となる人権擁護委員神保栄氏の後任を推せんするにつき議会の同意を得るため提案されたもので、後任者には現在片浦地区広報委員長である中島芳太郎氏が推せんされました。

◇監査委員の選任について

議員中より選任する監査委員については、諸般の事情により欠員中でありましたが、今回井上孝之助氏を選任することにつき議会の同意を得ました。

◇農業委員会委員の推せんについて

従来二人であった議会推せんの農業委員会の委員は、本年四月二十日公布された農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の規定により五人以内と定められたので今回三人の委員を増員するため提案されたもので次の議員が推せんされました。（敬称略）

川口朝光
中山福松
平塚善治

提出案件 （三二、六、二八）

議案70 専決処分の承認について（国民健康保険会計）
議案71 昭和三十二年度小田原市歳入歳出追加更正予算
議案72 起債について（消防施設整備事業）
議案73 小田原市種雄畜使用料条例
議案74 市金庫事務取扱機関について
議案75 小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱について
諮問4 人権擁護委員の推薦について
諮問5 監査委員の選任について
薦1 農業委員会委員の推薦について

学区懸案の講堂兼雨天体操場完成

城山中学校

かねてより建設中であった市立城山中学校の講堂兼雨天体操場は、学区の方々の熱意が実を結びこのほど完成、さる七月十七日同校において盛大な竣工式が行われました。

この講堂兼雨天体操場は、市内ではじめて建設された不燃性鉄骨造りの建物でステージ、控室、展示室のほか、バスケットボール、バレーボール、鉄棒、卓球などの体操施設が備えられております。なお工事の建坪数は一階二〇二、九七坪、二階三九坪で建築及び設備費は総額一、〇五二万円を要しました。

〔写真は完成した城山中の講堂兼雨天体操場〕

家督相続など戸籍の届出は早めに

33年度から旧戸籍を全面的に改製

個人尊重の民主主義思想により身分法上戸主を中心とした家族制度を廃止して各人を平等に取扱う精神のもとにさる昭和二十三年に戸籍法が改正され、従来戸主を中心として家ごとに編製されていた戸籍の様式は、夫婦親子ごとに編製しなおすことになりました。

この戸籍改製は、新法施行後十年を経過したとき改製することになっておりますので婚姻、養子縁組、出生その他の届出があった戸籍についてのみ逐次改製が行われてきたのであります。そのためまだ大半の旧戸籍が残存し、社会一般に不便を与えていると共に戸籍事務取扱上にも非常な困難と不都合を生じているわけであります。

そこで今回法務省令第二十七号が六月一日に公布され、残存の旧戸籍を全部新戸籍に改製することになりました。

改製事務は昭和三十三年四月一日に着手し、三年以内に完了しなければならないことになっておりますので、その前に是非次のことについて関係者はそれぞれの手続をなさるようお願いいたします。

イ 昭和二十二年五月二日以前に家督相続が開始しているにもかかわらず届出未済の戸籍は、家督相続をなし又は入夫、婿養子縁組、婚姻した者はいずれが筆頭者となるかについて申出をすること。

ロ 戸籍に訂正を要するもの又は遺漏がある場合は、所要の訂正処理の申請をすること。

ハ 戸籍の在籍者で、行方不明者、その他の事故者についても戸籍消除に関する所要の申請をすること。

なお詳細については市役所庶務課（窓口三番）又は各支所の戸籍係でお尋ね下さい。

種子の更新で増産を

よい種子を選ぶことは増産をはかる上に最も重要な条件です。米麦の種子を毎年自家採種していると、そのもっている能力が次第に失われて減収の原因となります。そのため市では毎年三割 種子更新計画を樹てて採種ほを設置しております。採種ほでは農業試験場で厳重な選ばつを行った原種を使用して栽培され、種子審査員が厳密なほ場審査を行い更に生産物に対しては、農産物検査官と種子審査員が立合で検査し種子として適当なもののみ合格品として配布するようにしております。このようにして採種ほからよい種子が生産されておりますが、農家の皆様が交換（購入）を希望されなければ折角採種ほを設置しても無駄となりますので、自分の田や畑に適した品種を農業改良普及員又は市技術職員と相談の上採種ほ産の系統の正しいよい品種を使って増産をはかって下さい。

種子の更新を希望なされる方はなるべく早く市役所農林水産課又はもよりの支所か農協に申し込んで下さい。

税務のおしり

◇七月八日から十日まで実施いたしました荷積小車及びリヤカー標識の付替えを、まだ受けていない方は、すぐに市役所又は支所で付替えを受けて下さい。なお使用にたえないため、廃車した荷積小車及びリヤカーは、標識を持参して廃車届をして下さい。

下水溝工事

国府津地区など六カ所が完成

市では、一般市民の方々から要望の多い下水溝の改善について、環境衛生の観点から極力その補修につとめておりますが、このほど次の工事が完成いたしました。なお未着工のものについては今後も逐次改善いたす予定であります。

◎下水溝新設工事

＝国府津一四七四番地先市道＝
土管埋設延長六一、六米二月十五日完成

＝谷津九五番地先市道＝
土管埋設延長一八八米三月十六日完成

＝新玉二ノ二四五番地先市道＝
土管埋設延長三三米三月十六日完成

＝井細田四五七番地先市道＝
土管埋設延長七五米三月二十八日完成

＝緑三ノ五〇七番地先私道＝
土管埋設延長二一米三月二十七日完成（地元負担二分の一）

＝新玉二ノ二三六番地先公共水路
土管埋設延長二〇米三月二十一日完成

8月の納税

市民税 県民税 第2期分

納期日は8月27日

市税は納期内に納めましょう。

引揚者と遺族に給付金

7月10日から請求書の受付を開始

今度引揚者給付金等支給法が制定公布され、外地より引き揚げられた方々に対して、給付金が支給されることになり、その請求書を今月から受付けることになりました。

その概要は次のとおりであります。

一、請求の期間
自昭和三十二年四月一日
至昭和三十五年三月三十一日
（三カ年間の内に請求しないと時効になります。）

二、給付金の種類
1引揚者給付金
2遺族給付金

三、受給資格
① 昭和二十年八月十五日まで引き続き六カ月以上外地に生活の本拠を有し、終戦日以後内地に引き揚げた者及び死亡された者の遺族
② 昭和二十年八月九日まで引き続き六カ月以上外地に生活の本拠を有し、ソ連参戦により同日以後十四日までに引き揚げた者及び死亡された者の遺族
③ 昭和二十年八月十五日まで引き続き六カ月以上外地に生活の本拠を有していた者で本邦に滞在中終戦により外地へもどれなくなった者
④ 昭和二十年八月十五日以後外地に残留を余儀なくせられ、昭和二十七年四月二十九日以後引き揚げた者及び平和条約に定める裁判により拘禁された者

四、支給額
1引揚者給付金の場合
五十歳以上 二八、〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満 二〇、〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満 一五、〇〇〇円
十八歳未満 七、〇〇〇円
（年齢については終戦日現在の満年齢とする）

2遺族給付金の場合は次の二に別ける。
A 十八歳以上 二八、〇〇〇円
十八歳未満 一五、〇〇〇円
この場合については終戦日以後本邦に上陸までの間に死亡された者（年齢は終戦日の満年齢）及びソ連参戦により昭和二十年八月九日より十四日までに死亡された者（年齢はその死亡の日）
B 本邦上陸後死亡された方で死亡の当時満二十五歳以上の者（支給額の年齢は終戦日の満年齢）及び昭和二十年八月九日以後十四日までに本邦に上陸後死亡された者（支給額の年齢はその死亡の日）の場合はいずれも引揚者給付金と同額とする。

五、給付金を受けられない者
① 昭和三十一年度の所得税額が八八、二〇〇円以上の者、但し昭和二十九年、三十年、三十一年度の各年分の平均額が八八、二〇〇円未満の場合は支給する。
② 死亡された引揚者の遺族が他の法令による遺族扶助料等を受けている者
③ 昭和三十二年三月三十一日以前に離縁等により死亡された引揚者との親族関係が終了した者

なお詳細については市役所厚生課又は各支所にお尋ね下さい。

伝染病の流行はこれからだ　夏の健康をまもりましょう

本市の赤痢患者発症と月（日曜）現在、市内間の患者数は四人、赤痢保菌者六人と増え五九人、疑者の増少傾向にあります。赤痢菌は、感染経路が主に飲食物による経口感染であるため、飲食物の取扱いに注意しましょう。

また、赤痢菌は、感染経路が主に飲食物による経口感染であるため、飲食物の取扱いに注意しましょう。

◇食品の取扱い
食物や氷は清潔に保ち、ハエなどの害虫から守りましょう。

◇飲食物の販売
生水は飲用です。煮わかした水かうかをしましょう。

◇ハンカチの使用
食事の前後には、必ず石けんを使って手を洗いましょう。

◇飲食物の販売
生水は飲用です。煮わかした水かうかをしましょう。

◇飲食物の販売
食物や氷は清潔に保ち、ハエなどの害虫から守りましょう。

◇ハンカチの使用
食事の前後には、必ず石けんを使って手を洗いましょう。

第七回こども緑陰図書館　市内三〇カ所で開設

第七回こども緑陰図書館開催に、次の場所へ、各地区の図書館が開設されます。

◇期間　七月二十日から八月三十一日まで
◇場所　市内三〇カ所（別掲）
◇利用者　市内在住の小学生
◇利用方法　図書館の利用者カードを持参して、各図書館へ申し込んでください。

地区	場所	開設日	休館日
小田原	小田原市立図書館	7月20日～8月31日	毎週月曜日
城北	城北小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
城南	城南小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
下府中	下府中小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
上府中	上府中小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
下曽我	下曽我小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
上曽我	上曽我小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
国府津	国府津小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
酒匂	酒匂小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
下中	下中小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
上中	上中小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
富水	富水小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
富士見	富士見小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
橘	橘小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
足柄	足柄小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
豊川	豊川小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
大窪	大窪小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
久野	久野小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
永塚	永塚小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
鴨宮	鴨宮小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
桜井	桜井小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
曽我	曽我小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
曽我	曽我小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
曽我	曽我小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日
曽我	曽我小学校	7月21日～8月31日	毎週日曜日

夜間開館

7月20日～8月31日
午前9時～午後8時
小田原市図書館

一等に国際通　小田原商工まつり

恒例の小田原商工まつりは、今年は一等に国際通りを中心に、七月二十日から二十二日まで、三日間、市内の小田原各会場で開催されることになりました。

今年は国際通りを中心に、一等に国際通りを中心に、

一等に国際通　小田原商工まつり

恒例の小田原商工まつりは、今年は一等に国際通りを中心に、七月二十日から二十二日まで、三日間、市内の小田原各会場で開催されることになりました。

今年は国際通りを中心に、

監査公表

監査委員から表第一号、随時監査結果について、地方自治法第百九十九条第四項の規定により、次のとおり公表します。

昭和三十二年五月十日

小田原市長　加藤　喜一郎

一、監査の概況

一、監査対象

建設部土木課
昭和三十二年五月十五日から
昭和三十二年五月十五日まで

二、監査期間

昭和三十二年五月十五日から
昭和三十二年五月十五日まで

三、監査部課

建設部土木課

二、監査の結果

一、監査対象

建設部土木課

二、監査期間

昭和三十二年五月十五日から
昭和三十二年五月十五日まで

三、監査部課

建設部土木課

三、監査の結果

一、監査対象

建設部土木課

二、監査期間

昭和三十二年五月十五日から
昭和三十二年五月十五日まで

三、監査部課

建設部土木課

告知板

第一回市民体育祭

市民体育協会主催による第一回市民体育祭は、来る八月四日から十一日まで開催されます。

第一回市民体育祭

市民体育協会主催による第一回市民体育祭は、来る八月四日から十一日まで開催されます。

まえがき

第一回成人学校

昭和三十二年五月十日から開催された第一回成人学校は、去る七月二十三日をもって全日程を終了しました。

第一回成人学校

昭和三十二年五月十日から開催された第一回成人学校は、去る七月二十三日をもって全日程を終了しました。

簡易人間ドックを開設

小田原保健所では、市民の健康管理の一環として、簡易人間ドックを開設しました。

簡易人間ドックを開設

小田原保健所では、市民の健康管理の一環として、簡易人間ドックを開設しました。

小田原夏まつり

城址公園お祭広場
市営駐車場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場

水道諸収入収納状況表

区別	調定額	収入済額	未収入額	調定額	収入済額	未収入額
水道使用料	円	円	円	円	円	円
給水手数料						
設計手数料						
竣工検査手数料						
新設工事収入						
改造工事収入						
修繕工事収入						
材料払下代金						
分納割増金						
不用品売払金						
計						

小田原夏まつり

城址公園お祭広場
市営駐車場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場
城址公園お祭広場